

2026年5月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
ブラザー工業株式会社
代表取締役社長 池田 和史

名古屋市瑞穂区桃園町3番8号
株式会社BuddyBoard
代表取締役社長 小坂 来造

ブラザー工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社BuddyBoard（以下「承継会社」といいます。）は、2026年3月3日付けで吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2026年5月1日を効力発生日として、分割会社のワークコミュニケーションソフトウェアサービス「BuddyBoard」事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年5月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当することから、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当することから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
分割会社が発行している新株予約権について、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当するものはないため、該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 3 月 27 日付けの官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に従って、承継会社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社の株主は分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 3 月 27 日付けの官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。なお、承継会社には知れたる債権者が存在しないため、個別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 5 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 5 月 1 日以降速やかに行う予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上